

災害時における電力復旧に係る連携に関する基本協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲及び乙の協力関係を構築し、もって地域の防災力を高めることを目的とする。

（役割の確認）

第2条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の災害からの保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認する。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、協議の上、甲の職員を乙に、又は乙の職員を甲に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第4条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次項から第5項までに定めるところにより、情報を相互に提供する。

2 甲は、電力の復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等をいう。）のリストを作成し、乙に対し、その作成又は更新の都度、当該リストを提供する。

3 甲は、乙に対し、住民が避難している地域及び避難所の情報を提供する。

4 乙は、甲に対し、停電の発生状況、電力の復旧見込み、停電への対応に係る体制の確保状況等の情報を提供する。

5 甲及び乙は、相手方に対し、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を提供する。

（災害時の相互協力）

第5条 甲及び乙は、災害時において、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

(1) 甲又は乙が所有する施設や電力の復旧に支障となる障害物等の除去その他必要な応急措置を実施すること。

(2) 甲又は乙が所有する施設、駐車場等を利用すること。

(3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段を利用すること。

（覚書等の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定の条項に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結することにより定めるものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和2年8月28日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都豊島区北大塚二丁目33番17号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社

代表者 大塚支社長 西田 昌浩